

## 待機児童解消に向けた保育所等の職員配置の特例について

### 1 国における基準改正の概要

待機児童の解消に向けて、保育の担い手の裾野を広げ、保育士の勤務環境の改善を図るため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等が一部改正され、平成 28 年 4 月 1 日に施行された。

#### (1) 保育所における保育士配置に係る特例について

##### ① 朝夕等の子どもが少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

最低 2 人の保育士配置となっていた基準について、1 人は保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができること。

##### ② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例

幼稚園教諭等の免許状を有する者を保育士とみなすことができること。

##### ③ 加配人員の配置に係る特例

1 日 8 時間を超えて開所する際、追加的に配置する職員について、保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができること。

#### (2) 幼保連携型認定こども園及びその他の認定こども園における職員配置に係る特例について

- ・ (1) と同様の趣旨の改正

### 2 本道の待機児童の状況

	平成 26 年		平成 27 年	
	4 月	10 月	4 月	10 月
北海道	64 人	182 人	56 人	151 人
札幌市	323 人	760 人	69 人	678 人
旭川市	86 人	133 人	57 人	141 人
函館市	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	473 人	1,075 人	182 人	970 人

### 3 道における対応の考え方

待機児童対策として、保育の担い手を確保し、保育士の勤務環境の改善につなげるといふ国の基準改正の趣旨を踏まえ、次の事項に留意の上、道の関係条例及び規則を改正して、特例を設ける方向で検討する。

- ・ 保育士の勤務環境が改善されること
- ・ 保育の質が確保されること

【参考】対象となる保育所数等（H27.4 月時点）

	北海道	札幌市	旭川市	函館市
保育所	504 か所	250 か所	57 か所	45 か所
幼保連携型認定こども園	38 か所	18 か所	3 か所	2 か所
その他の認定こども園	37 か所	5 か所	1 か所	5 か所

※ 保育所及び幼保連携型認定こども園については、指定都市及び中核市が条例等で基準を設定する。

### 4 今後のスケジュール（予定）

- H28. 6 月 改正内容等の検討 ・ 条例～国の改正に伴う職員配置基準の規定の追加等  
 ・ 規則～条例の規定に基づく必要事項の追加等

第2回定例会（条例提案）

- H28. 7 月 施行